明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令及び放送法施行規則の一部を改正する省令（総務三）　一
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四）　三
〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務九）　三
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同一〇）　一七
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同一一）　一六
○有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第二十一条の規定に基づき総務大臣が別に告示するＩＰアドレスを定める件（同一二）　一五
○有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一三）　一五
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働九）　一五
○食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（同一〇）　一五
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁五）　一六
〔公　告〕
裁判所
　諸事項　一六〇
特殊法人等
　破産、免責、再生関係　一六〇
　日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一六七
地方公共団体
　行旅死亡人関係　一八〇
会社その他
会社決算公告　一八〇

省令

○総務省令第三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十六条第二項及び第百三十六条第一項の規定に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令及び放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十二日

総務大臣　石田　真敏